

報告第3号

水道事業会計予算繰越計算書の提出について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告します。

令和4年6月3日提出

佐野市長 金子 裕

令和3年度佐野市水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	電気・機械設備更新事業	円 34,000,000	円 0	円 34,000,000	円 0	円 0	円 34,000,000	円 0	円 0	葛生浄水場の取水ポンプ更新において井戸が洩れ揚水試験が出来ないことから、完成時期の調整を要するため。 市の沢浄水場の電気設備定期点検において機構不良が判明し更新の必要が生じたが、製作、設置に約6か月の期間が必要なため。
		小中浄水場整備事業	円 215,000,000	円 84,920,000	円 130,080,000	円 0	円 117,000,000	円 13,080,000	円 0	円 0	ステンレスタンク(配水池)の原材料生産に支障があり、組立部材の納品が遅れたことから、完成時期の調整を要するため。
		管網整備事業	円 34,500,000	円 13,490,000	円 21,010,000	円 0	円 18,500,000	円 2,510,000	円 0	円 0	ダクタイル鋳鉄管に使用されている塗料に認証試験段階での不備があり、材料が出荷停止となり納品が遅れたことから、完成時期の調整を要するため。